

職場定着支援助成金（個別企業助成コース）の概要（平成28年度予定）

趣 旨

- 全国的な雇用情勢の改善や景気好転に伴い、建設、介護、飲食サービス業等の分野で人材不足が顕著となっており、これらの分野では採用意欲がありながら人材が確保できない等の雇用管理上の課題を抱えている。
- 雇用管理改善（魅力ある職場づくり）を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成を行うことにより、労働者の職場定着を促進させ、人材不足の解消、魅力的な雇用創出を図る。

事業の概要

事業主が、雇用管理改善につながる以下の事項について、就業規則・労働協約を変更することにより制度を新たに導入、介護福祉機器の導入を行った場合に助成金を支給する。また、介護関連事業主については、賃金制度を導入した場合に助成金を支給する。

1 雇用管理制度助成【対象事業主：重点分野等関連事業主→ 重点分野等以外の事業主にも拡充】

(1) 制度導入助成(最大40万円)

導入する制度に応じて、以下の①～④の合計額を助成。

- | | |
|---------------|--------------|
| ①評価・処遇制度：10万円 | ②研修制度：10万円 |
| ③健康づくり制度：10万円 | ④メンター制度：10万円 |

(2) 目標達成助成(60万円)

事業実施前に策定する雇用管理制度整備計画において、制度導入による効果として、計画期間終了から1年経過後の離職率低下に係る目標の設定を義務づけ、当該目標を達成できた場合、(1)の助成に加え、60万円を助成する。

2 介護福祉機器等助成【対象事業主：介護関連事業主】

介護福祉機器等を導入した場合、導入費用の1/2を助成(上限300万円)

3 介護労働者雇用管理制度助成【対象事業主：介護関連事業主】

(1) 制度導入助成

賃金制度を導入(賃金テーブルの設定等)した場合、**50万円**を助成。

(2) 目標達成助成

上記1(2)と同様、計画期間終了から1年経過後の離職率低下に係る目標を達成できた場合、(1)の助成に加え、**60万円**を助成。また、計画期間終了3年経過後に離職率が上昇しなかった場合、さらに**90万円**を助成。

<離職率低下目標>

事業所規模 (雇用保険 一般被保険者数)	離職率 低下目標
1～9人	△15%ポイント
10～29人	△10%ポイント
30～99人	△7%ポイント
100～299人	△5%ポイント
300人～	△3%ポイント

※計画策定時点の離職率－離職率低下目標が0%ポイント未満の場合、離職率0%を達成目標とする。

建設労働者確保育成助成金の概要（平成28年度予定）

◆ 認定訓練の実施を支援

経費助成 補助対象経費の1/6
賃金助成 日額 5,000円

職業能力開発促進法に規定する認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に助成

◆ 技能実習の実施を支援

経費助成 中小9割（委託は8割、被災三県は10割）
中小以外5割 ※女性を対象とする場合のみ
賃金助成 中小 8,000円（日額）

若年労働者の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成

- 安衛法に基づく特別教育や教習及び技能講習
- 能開法に規定する技能検定試験のための事前講習
- 建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習
- 施工管理に関する技術検定の講習
- 技能継承のための指導者養成実習
- 上記以外の建設工事に直接関連する実習など

◆ 雇用管理制度の導入を支援

制度導入助成 各制度ごと10万円 (1)
目標達成助成 定着改善60万円 (2)
+入職改善60万円 (3)

若年労働者の入職や定着を図るため、就業規則や労働協約を変更することにより雇用管理改善につながる制度（①評価・処遇制度、②研修制度、③健康づくり制度、④メンター制度）を新たに導入し、実際に適用した場合に助成

(1) 整備計画期間内に雇用管理制度を新たに導入・実施
⇒ ①～④の区分単位で10万円を助成

(2) 計画期間終了後1年間の離職率改善が目標を達成
⇒ (1)の助成に加え、60万円を助成

(3) 計画期間終了後1年間の若年入職者が目標を達成
⇒ (1)(2)の助成に加え、60万円を助成

職場定着支援助成金
(個別企業助成コース)

建設労働者確保
育成助成金

◆ 登録基幹技能者の処遇向上を支援

1人10万円（最大3年まで）

若年労働者の入職や定着を図るため、就業規則や労働協約を変更することにより登録基幹技能者の賃金テーブルまたは資格手当を年間3%以上かつ15万円以上引き上げ、実際に適用した場合に助成。

◆ 若年者及び女性に

魅力ある職場づくり支援

経費助成 中小2/3
中小以外1/2

若年労働者及び女性労働者の入職や定着を図るため、「若年者及び女性労働者に魅力ある職場づくり」につながる取組を実施した場合に助成

(事業主) 200万円を上限

- 現場見学会や体験実習、インターンシップ等の建設業の魅力を若者に伝える取組 など
- 建労法に基づき雇用管理を行う雇用管理責任者の知識の取得及び向上への取組 など
- 優良な女性労働者に対する表象制度 など

(事業主団体) 団体の規模に応じて上限1千万円または2千万円

- 調査・事業計画策定事業
事業推進委員会を開催し、具体的な事業計画を策定
- 入職・職場定着事業
若年者及び女性の入職や定着に係る諸問題の改善を図る取組
(学生や教員に対する現場見学会や体験学習など魅力を伝える取組、評価・処遇制度や時短・休暇制度の普及、技能や雇用管理の表彰実施、妊娠・育児やキャリアアップに係る情報交換会の開催、熟練技能継承のためのDVD作成など)

◆ その他

広域的な職業訓練の推進活動や、建設現場の女性専用トイレ・更衣室の整備、被災三県における作業員宿舎等の確保に対する助成を実施